

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

| | | |
|-----------------------|---|--------------------------|
| 制 度 名 | 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 （森林組合等関係） | |
| 税 目 | 所得税、法人税（措法 10 の 3、42 の 6、68 の 11） | |
| 要 望 の 内 容 | <p>本制度の適用期限の 2 年延長</p> <p>〔現行制度〕</p> <p>（1）対 象 者 森林組合等で青色申告書を提出するもの</p> <p>（2）対象設備 全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア</p> <p>（3）特例措置 機械等の取得価格の 30%の特別償却又は 7%の特別税額控除の 選択適用</p> <p>（4）取得価格 機械・装置は 1 設備 160 万円以上 器具・備品は 1 設備 120 万円以上 ソフトウェアは 1 ソフトウェア 70 万円以上</p> | |
| | 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | － 百万円 （▲132, 200 百万円） |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p> | <p>(1) 政策目的 林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土の保全に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性 国内の林業は路網整備や施業集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業活動への関心は低下するなど、国内の林業・木材産業をとりまく状況は厳しさを増している。 こうした中、森林の適切な整備を進めていくため、新成長戦略に位置づけられている森林・林業再生プランにおいては、森林施業の担い手である森林組合等における間伐等施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等の導入を通じた生産コスト縮減を図ることとしている。 このような状況に対応するため、森林組合等の設備投資の促進に大きなインセンティブとなる本税制措置を延長することにより、森林組合等が行う設備投資の促進を図ることが重要かつ不可欠である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号） （林業の持続的かつ健全な発展） 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>○森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 （1）望ましい林業構造の確立</p> <p>○森林・林業再生プラン（平成21年12月農林水産省策定） Ⅲ. 検討事項 1. 林業経営・技術の高度化 ※森林・林業再生プランについては、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられているところ。</p> |
| <p>今回の要望</p> | <p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>【政策分野】 林業の持続的かつ健全な発展</p> |

| | 政策の達成目標 | <p>意欲のある森林組合等に対して、高性能林業機械の導入等を促すことにより、効率的かつ低コストの素材生産の達成を目指す。</p> <p>具体的には、素材生産の労働生産性の向上を図る。 〔10年後（平成32年）の労働生産性〕 主伐11~13m³/人日以上 間伐8~10m³/人日以上</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|--|------|------|------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 平成24年4月1日~平成26年3月31日（2年間） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標と同じ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 政策目標の達成状況 | <p>現状の素材生産の労働生産性は、主伐で5m³/人日程度、間伐で3m³/人日程度であるが、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>39</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> <td>57</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国の森林組合等が対象であり、偏りはない。適用対象者は年度単位で見ると約700森林組合のうち約1割の森林組合が本制度を活用していることとなる。林業機械等は高価であり、導入を進めるにあたり、各森林組合において計画性をもって導入する必要があるため、適用件数が約1割であっても僅少ではない。</p> | 区分 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 (見込) | 24年度 (見込) | 適用法人数 | 39 | 47 | 41 | 79 | 52 | 57 | 57 |
| | 区分 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 (見込) | 24年度 (見込) | | | | | | | | | | |
| 適用法人数 | 39 | 47 | 41 | 79 | 52 | 57 | 57 | | | | | | | | | | | |
| 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>生産性の大幅な向上をもたらすと言われる高性能林業機械は、初期投資額が大きいことがネックとなっているが、本税制措置は森林組合等の設備投資の促進に大きなインセンティブとなっており、労働生産性の向上等に寄与すると考えられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | <p>平成23年度 森林・林業・木材産業づくり交付金 約16億円の内数</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | <p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、森林・林業・木材産業づくり交付金、林業・木材産業改善資金等補助・融資があるが、その対象となっている高性能林業機械は、次のとおり、非常に高価である。このため、より一層、これらの導入を促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>また、素材生産に必要なホイールローダー等重機や、施業集約化に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <p>象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。</p> <p>〔参考：高性能林業機械の金額〕 フォワーダ（1,500万円前後） ハーベスタ（2,000～3,000万円） プロセッサ（1,500～2,500万円） スイングヤーダ（1,500万円前後）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|-------|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|-----------|----|----|----|------------|----|-----|-----|
| | 要望の措置の妥当性 | 高性能林業機械等の導入を行った際に、他の支援措置に比べ迅速に機能する本措置は、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>757</td> <td>738</td> <td>723</td> </tr> <tr> <td>特例適用件数（件）</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>36</td> <td>102</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table> | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | 対象者数 | 757 | 738 | 723 | 特例適用件数（件） | 41 | 79 | 52 | 減税見込額（百万円） | 36 | 102 | 101 |
| | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象者数 | 757 | 738 | 723 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特例適用件数（件） | 41 | 79 | 52 | | | | | | | | | | | | | | |
| 減税見込額（百万円） | 36 | 102 | 101 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | 森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量も H16：2,681 千 m ³ から H21：3,231 千 m ³ へと着実に拡大している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | 林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、山村地域の経済活性化を促進する。 また、平成 27 年度までに国産材の供給・利用量を 23 百万 m ³ に拡大すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 本税制措置の積極的な活用により、国産材の供給・利用量は、計画作成年の H18 以降 H20 年まで増加し続けて 19,424 千 m ³ まで増加したが、H22 年は、18,236 千 m ³ まで減少した。 これは、H19 年以降における住宅着工数の減少による、製材品及び合板の生産量の減少や H20 年秋以降の急速な景気悪化等の影響を受けたことによる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの要望経緯 | 創設：平成 10 年 4 月総合経済対策 延長：平成 11 年、12 年、13 年、14 年、16 年、18 年、20 年、22 年適用期限ごとに延長。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |